

工事費内訳書の取扱いについて

1. 目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定により、時津町が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

建設工事のうち、競争入札により実施するもの。

3. 工事費内訳書の提出を求める時期について

入札時に提出を求めるものとし、入札書と同封して提出する。

ただし、工事内訳書は、第 1 回の入札の際に提出するものとし、第 2 回以降の入札は提出を省略する。

4. 工事費内訳書の様式

時津町建設工事執行規則第 7 条第 2 項に規定する工事費内訳書（様式 5 号の 2）を使用するものとする。

なお、直接工事費については、内数として「材料費」、「労務費」の金額を記入するものとする。

また、現場管理費については、内数として「建退共制度の掛金」、「工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額」及び「工事原価のうち安全衛生経費」の金額を記入するものとする。

5. 工事費内訳書の審査について

審査は開札時に行い、入札者全員を対象とする。

下記「6. 入札を無効等とする場合の判断基準について」に該当する場合は、入札を無効とする。

6. 入札を無効等とする場合の判断基準について

類 型	No	未提出又は不備とされる場合	備考
1 未提出であると認められる場合	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
	(2)	内訳書の様式が異なる場合	
	(3)	他の工事の内訳書である場合	
	(4)	白紙である場合	
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合	
	(6)	内訳書が特定できない場合	(注 1)

2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合	
	(2)	内訳書に記載すべき項目が記載されていない場合	(注2) (注3)
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合	
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注2)
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注2)
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注3)
5 その他未提出又は不備がある場合			

(注1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。

(注2) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。

(注3) 1. 工事費内訳書の工事価格（直接工事費① + 共通仮設費② + 現場管理費③ + 一般管理費④）と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

2. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。

【例1】値引きの項目の設定やマイナス計上はしないこと。

(誤)	直接工事費①	10,000,000円
	...	
	一般管理費④	2,345,600円
	値引き	45,600円
	工事価格①+②+③+④	12,300,000円
(正)	直接工事費①	10,000,000円
	...	
	一般管理費④	2,300,000円
	工事価格①+②+③+④	12,300,000円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引き下げた後の金額で表示する。

【例2】合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤) 直接工事費①	10,000,000 円
...	
一般管理費④	2,345,600 円
工事価格①+②+③+④	12,300,000 円 (まるめ)
(正) 直接工事費①	10,000,000 円
...	
一般管理費④	2,300,000 円
工事価格①+②+③+④	12,300,000 円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額(単価)を引き下げた後の金額で表示する。